

2015年7月17日



香港にある資産の相続手続き②

では実際に、香港に資産のある配偶者や香港法人の株主である社長がお亡くなりなった場合、どうしたらよいでしょうか。

結論から述べますと、香港の弁護士に直接相談していただくのが一番かと思います。それでは身も蓋もありませんので、香港に資産のある方がお亡くなりになった場合に、考えるべきポイントを簡単に説明したいと思います。

①遺言の有無

遺言があるかないかによって手続きの簡便さが異なります。ただ例え遺言があつた場合でも、執行人の指定がなかつたり、指定の格式でなかつた場合は、より面倒な手続きになる場合があります。

②死亡地

死亡地がどこであるかは、非常に重要です。香港や日本以外の第3か国で

お亡くなりになつた場合、当該国の弁護士による意見書もさらに必要になり、(3)資産および負債内容

香港ドル以下であれば簡易的な手続きが認められています。香港で働かれていた方の場合、忘れがちですが、MPFにも資産が貯まっているはずです。

香港の相続手続きでは、たとえ相続人全員が合意していたとしても(=争いがない)、香港の弁護士を通じ裁判所に相続手続きの申し立てをし、遺産管理状命令により、遺産管理人が責任を持つて資産や負債を整理し、相続人に分配する、という法制度になります。

合戸籍謄本や改製原戸籍等から被相続人と相続人の関係を調査し意見書を作成します。私生児の有無養子、成年後見制度を利用している場合は、より注意が必要です。

(このシリーズは月1回掲載します)

法律で行いますので香港に資産がある場合、香港の裁判所への申し立てが必要になります。

④相続争いの有無

日本人が香港に資産を残してお亡くなりになつた場合、相続準拠法を考える必要があります。本拠地(domicile)とは、一定の住所を置き、そこから離れて戻る意思を持つている場所の国が準拠法となり、その国の法律に従い財産を分配します。日本人の場合、特殊なケースを除いては、本拠地が日本になることが多いようです。

ただし、日本法で処理されると言つても、相続の手続きは、財産の所在地の法

⑤家族関係の複雑さ

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能



筆者紹介

www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com